平成２７年（フ）第６５０号
千葉市緑区あすみが丘２丁目４番地１　ヴィレッジあすみ101号
債務者　熊澤詩穂里
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６５５号
千葉県市原市磯ケ谷11－１、住民票上の住所水戸市千波町2823番地の52　佐藤方
債務者　川野邊穣正
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６９０号
千葉市緑区誉田町１丁目798番地１　誉田１丁目団地11棟404号
債務者　岩城　喜吉
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２７５号
新潟市南区鷲ノ木新田5655番地３
債務者　高橋百合子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８３号
山梨県南巨摩郡南部町内船4809番地２、前住所静岡県富士市宮下91番地の24
債務者　望月　宏恭
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
山梨県南アルプス市荊沢1200番地１　カーサ・グランデ　Ｂ202
債務者　久留島茂樹
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
山梨県甲府市落合町1207番地12
債務者　相澤　善子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
長野市川中島町四ツ屋1365番地の151
債務者　本島　祐二
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
長野県岡谷市長地出早２丁目13番12号　県住富士見ヶ丘団地703号室
債務者　阿部　精一
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１９７号
岐阜県各務原市那加不動丘１丁目13番地１（メゾンクレールＡ棟201）
債務者　金田千枝子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２２９号
岐阜県羽島市正木町三ツ柳130番地１
債務者　村里ひとみ
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３０８号
兵庫県姫路市網干区津市場700番地１　パストラル津市場103号室
債務者　吉田　　満
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２１号
奈良市三条大路４丁目６番９号　中村ハイツ102号
債務者　榎園　一幸
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２３１号
奈良市西大寺赤田町１丁目２番37－２－202号
債務者　土地　清香
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２５６号
奈良市秋篠新町258番地の１　常盤荘206号
債務者　長井　義明
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第８１号
鳥取県鳥取市国府町新町１丁目130番地１　ハイツ万葉107号
債務者　中村　　忍
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８４号
鳥取県八頭郡智頭町大字坂原644番地　Ｄ－８号、旧住所鳥取県八頭郡智頭町大字八河谷45番地６
債務者　白岩　和人
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鳥取地方裁判所民事部